

長浜市地域活性化施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年8月20日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市条例第33号 長浜市地域活性化施設条例の一部を改正する条例

長浜市地域活性化施設条例の一部を改正する条例

長浜市地域活性化施設条例（平成21年長浜市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中大見いこいの広場の項を削る。

別表の1大見いこいの広場使用料の表を削り、別表の2ウッディパル余呉使用料の表を別表の1ウッディパル余呉使用料の表とし、別表の3きのもと交遊館使用料の表を別表の2きのもと交遊館使用料の表とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに課した使用料の取扱いについては、なお従前の例による。